

水保第444号
令和6年6月20日

浄化槽保守点検業者様
浄化槽清掃業者様

千葉県環境生活部水質保全課長
(公印省略)

令和5年度の浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告について（依頼）

本県の浄化槽行政につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、浄化槽法第49条において、都道府県知事は浄化槽台帳の作成が義務付けられており、保守点検及び清掃の実施状況が台帳に記載すべき事項として規定されているところです。

つきましては、令和5年度における千葉県内の保守点検及び清掃の実施状況を把握するため、同法第49条第2項の規定により情報の提供を求めますので、下記のとおり報告をお願いします。

なお、当該調査の実施については、千葉市、船橋市及び柏市から了承を得ていることを申し添えます。

記

1 報告内容

令和5年度に貴社が保守点検及び清掃を実施した浄化槽の情報

(保守点検情報は千葉市・船橋市・柏市登録業者を含み、清掃情報は千葉市・船橋市・柏市許可業者を除く。)

2 報告方法及び報告先

別添「調査票」及び「記載要領」による

(調査票等については、以下の県ホームページからダウンロード願います。)

「浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/joukasou/jokasohokoku.html>

3 報告期限

様式1及び2（調査票及び実施基数）：令和6年7月19日（金）

様式3及び4（実施状況）：令和6年9月30日（月）

連絡先：千葉県環境生活部 水質保全課 浄化槽班
TEL：043-223-3813